

## 平成29年度第3回鳥取県規制改革会議

日時：平成29年11月10日（金）午後3時～  
場所：特別会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 報告事項

- (1) 規制改革推進会議第3回行政手続部会における鳥取県の規制改革の取組紹介

### 4 協議事項

- (1) 第2回鳥取県規制改革会議で委員から出された提案・意見に係る対応方針案について  
**資料1**
- (2) 県民からの規制改革提案に係る対応方針案について  
**資料2**
- (3) 第2回鳥取県規制改革会議の提出案件の検討結果について  
ア 県民からの規制改革提案に係る対応方針案について  
**資料3**

### 5 その他の事項

### 6 閉会あいさつ

### 7 閉 会

## 平成29年度第3回鳥取県規制改革会議 出席者名簿

日時: 平成29年11月10日(金)午後3時~

場所: 県庁議会棟3階(特別会議室)

### 【鳥取県規制改革会議委員】

区分	所属・役職	氏名	出欠
高等教育機関	鳥取大学理事・副学長	ほそい よしひこ 細井 由彦(座長)	出席
金融機関	株式会社鳥取銀行 ふるさと振興本部営業企画室調査役	もりもと ゆみこ 森本 由美子	欠席
産業関係	福祉分野 鳥取県社会福祉協議会事務局長	まえた めぐむ 前田 恵	出席
	商工分野 倉吉市商工会議所女性会前会長	ふじい とよこ 藤井 豊子	出席
	農業分野 鳥取県農業協同組合中央会 組織指導部統括部長	やぎ まさと 八木 雅人	出席
市町村職員	倉吉市企画振興部総合政策課 総合戦略推進室長	いしが だいせい 石賀 大生	出席
公募委員	—	かんべ たかこ 神戸 貴子	出席
	—	うえた さとこ 上田 知子	出席

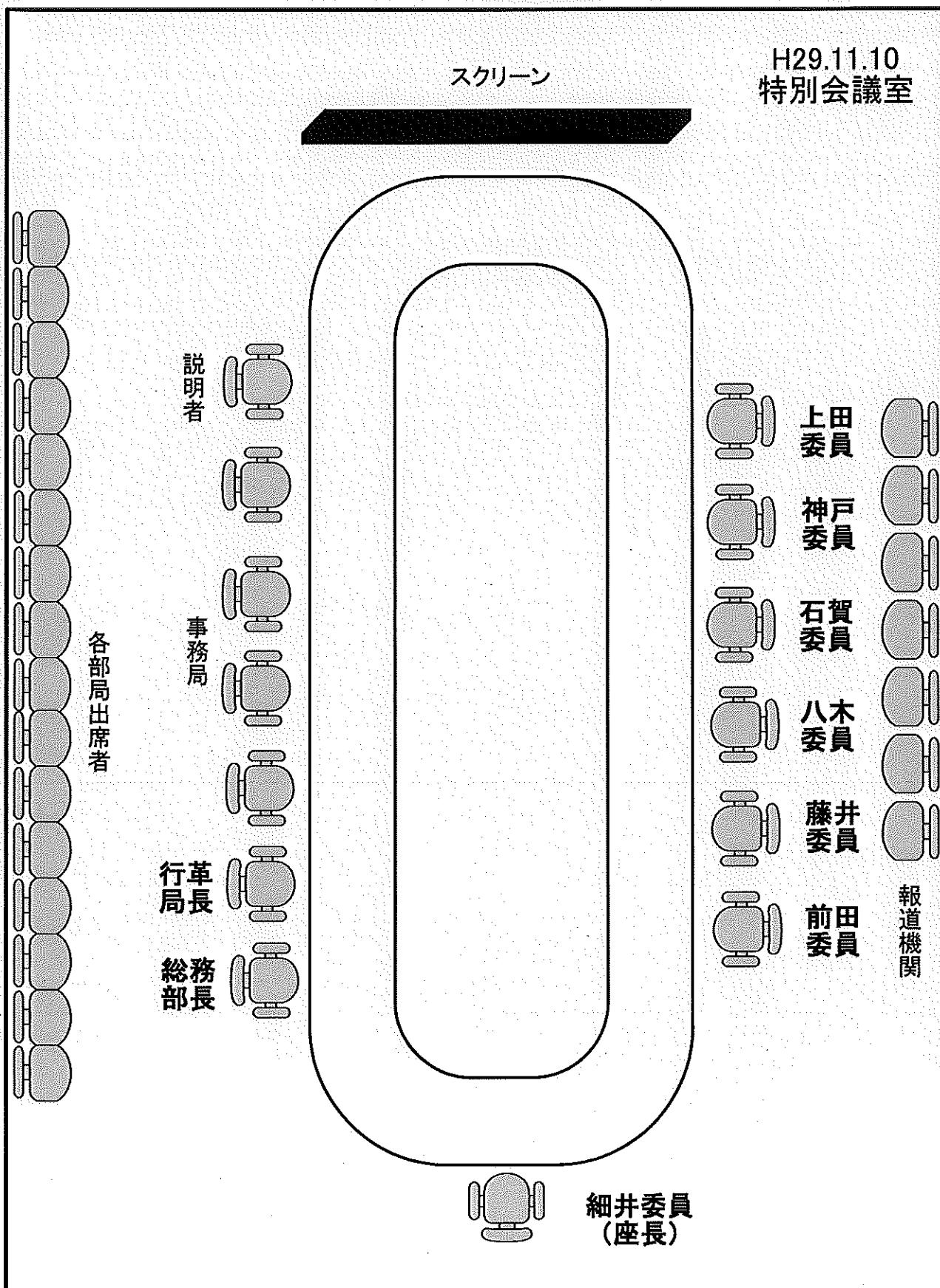
### 【鳥取県】

区分	所属・役職	氏名
	鳥取県総務部長	井上 靖朗
	鳥取県総務部行財政改革局長	亀井 一賀
事務局	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課長	中村 吉孝
	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課課長補佐	北村 勇治
	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課課長補佐	賴田 慎
	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課係長	川口 愛

## 平成29年度第3回鳥取県規制改革会議

スクリーン

H29.11.10  
特別会議室



## 平成 29 年度第 2 回鳥取県規制改革会議における 委員からの提案・意見に係る対応について

担当課

くらしの安心推進課

### 1 提案（意見）の内容

提案（意見） 内容	民泊の制度について衛生面やセキュリティ等の規制をコンパクトにまとめたものはあるか。何をクリアしたら民泊ができるかということに加え、安全性について適切に配慮がなされていることを知りたいという面もある。分かりやすく説明して欲しい。
--------------	---

### 2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他( )
規制の名称	
規制の内容	

### 3 対応方針（回答）案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他( )
方針（回答）案 の内容	民泊事業を実施する際の主な規制は別添資料のとおりである。 平成 30 年 6 月 15 日に住宅を活用した新たな民泊サービスのルールを定めた住宅宿泊事業法が施行されることとなり、改めて民泊制度全般の制度をとりまとめた手引きを作成する予定である。
理由等	
備考 (見直しに係る今 後の予定、その他の 参考事項等)	

## 民泊事業に係る主な規制について

○民泊事業を実施する際の主な規制は次のとおりです。

法令	構造基準	設備基準	人的基準
旅館業法	・面積基準 (客室延床面積 3.3m <sup>2</sup> /人以上)	・入浴設備 ・換気設備 ・洗面設備	—
消防法	—	・消火器具 ・自動火災報知設備 ・誘導灯	・防火管理者
建築基準法	・廊下の幅 ・居室から直接階段までの距離 ・屋内階段の寸法	・防火間仕切壁 ・避難階段 ・排煙設備の設置	—
食品衛生法	・住居と区分された厨房	・手洗い設備 ・冷蔵設備及び温度計 ・ふた付きゴミ箱	・食品衛生責任者

# 許認可の申請①

## 旅館業法 営業許可の申請

根拠法令	旅館業法（第3条）、旅館業法施行令、 旅館業法施行規則、鳥取県旅館業法施行条例	担当部署	生活環境事務所又は 総合事務所生活環境局
制度の概要	旅館業を経営しようとする場合は、旅館業法の営業許可を受けなければなりません。 その営業区分については、営業形態や構造設備によって、「ホテル」「旅館」「簡易宿所」「下宿」の4つの区分があり、その区分に応じて営業許可を受ける必要があります。 (民宿は「簡易宿所」として許可を受けるのが一般的です。)		
許可等の基準	<p>ここでは、簡易宿所（民宿、ペンション等）についての主な基準を示します。</p> <p>① 構造設備の基準</p> <p>ア 営業施設全般 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>イ 客室 (ア) 客室の延床面積は33m<sup>2</sup>（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3m<sup>2</sup>に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。 (イ) 階層式寝台を設置する場合は、上段と下段の間隔はおおむね1m以上であること。</p> <p>ウ 浴室又はシャワー室 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。</p> <p>エ 洗面所、便所 (ア) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 (イ) 適当な数の便所を有すること。</p>		
申請先	生活環境事務所又は総合事務所		
フロー図	<pre>graph LR; A[事前相談] --&gt; B[許可申請]; B --&gt; C[現地調査]; C --&gt; D[審査]; D --&gt; E[営業許可]</pre>		
<p>※宿泊施設の図面等を準備して、管轄の生活環境事務所又は総合事務所にご相談ください。</p>			※宿泊施設の図面等を準備して、管轄の生活環境事務所又は総合事務所にご相談ください。
必要書類等	<p>(1) 申請書 (2) 営業施設の構造設備を明らかにした図面（施設図面、給排水系統・浴場の循環系統が図るもの） (3) 営業施設の付近おおむね100メートル以内の見取図（学校、児童福祉施設、図書館、博物館、青少年社会教育施設、准看護師養成所、公共職業能力開発施設、児童利用施設の有無があきらかとなるもの） (4) 営業施設を新たに建築する場合にあっては、建築確認済証の写し (5) 消防法令適合通知書 (6) 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し (7) 営業用の土地又は建物が他人の所有である場合にあっては、その所有者の承諾書</p>		
問合せ先	生活環境事務所又は総合事務所		

## 許認可の申請②

### 消防法 消防法令適合通知書の申請

旅館業法の営業許可申請には、「消防法令適合通知書」を添付することになっています。消防法令適合通知書は、消防署所定の様式により申請しますが、下記の設置基準に従って、必要な設備が設置されており、収容人員が30人以上の場合には、防火管理者が選任されていることが必要です。

なお、消防法適合通知書は、旅館業の営業許可申請の際に必要となります。平行して手続きを進めることで期間短縮が図れます。保健所や各消防機関で確認しながら効率的に手続きを進めましょう。

設備名	設置基準
消火器具	<ul style="list-style-type: none"><li>・延べ面積 150m<sup>2</sup> 以上</li><li>・少量危険物、指定可燃物を貯蔵し、または、取り扱うもの</li><li>・地階、無窓階または3階以上の階で、床面積が 50m<sup>2</sup> 以上</li></ul>
屋内消火栓設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・延べ面積 700m<sup>2</sup> 以上</li></ul> <p>※準耐火建築物で、内装不燃の場合は、延べ面積 1,400m<sup>2</sup> 以上 ※耐火建築物で、内装不燃の場合は、延べ面積 2,000m<sup>2</sup> 以上</p>
自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・すべて必要</li></ul>
消防機関へ通報する火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・延べ面積 500m<sup>2</sup> 以上</li></ul>
非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・収容人員 20 人以上</li></ul>
避難器具	<ul style="list-style-type: none"><li>・2階以上の階または地階で、収容人員が 30 人以上</li></ul>
誘導灯、誘導標識	<ul style="list-style-type: none"><li>・すべて必要</li></ul>
防炎物品の使用	<ul style="list-style-type: none"><li>・すべて必要（カーテン、絨毯等）</li></ul>

お問い合わせ先は、県内各消防機関まで

## 許認可の申請③

### 建築基準法について（建築確認）

建物を建築（改築・用途変更）する際、安全で快適な建物とするために守らなければならない最低限の基準を定めた法律が建築基準法です。

宿泊施設を営む建物は、建築基準法で定めるさまざまな基準や規定に適合している必要があります。

#### 【 ホテル・旅館に係る主な防火・避難規定 】

		ホテル・旅館 (2階・200m <sup>2</sup> 未満)
防火間仕切壁 (法第26条、令第114条)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達する</li></ul> <p>※ 緩和できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・建物面積が200m<sup>2</sup>以下でスプリンクラー設備を設置した場合、または居室の面積<sup>(※1)</sup>の合計が100m<sup>2</sup>以下であり、かつ避難が容易で住宅防災警報器を設置等した場合 ⇒ 設置免除可能（平成26年法改正）</li><li>・防火性能の高い天井とした場合 ⇒ 小屋裏・天井裏部分の設置を緩和可能（平成27年法改正）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達する（戸建住宅は適用なし）</li></ul>
用途による 耐火建築物等要求 (法第27条)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 3階建以上の場合</li><li>② 2階の部分の床面積<sup>(※1)</sup>の合計が300m<sup>2</sup>以上の場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 適用なし</li></ul>
廊下の幅 (法第35条、令第119条)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 居室の床面積<sup>(※1)</sup>の合計が200m<sup>2</sup>を超える階の場合<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 中廊下→1.6m以上</li><li>(2) 片廊下→1.2m以上</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 適用なし</li></ul>
居室から直通階段 までの距離 (法第35条、令第120条)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の場合 ⇒ 50m以下</li><li>② その他の場合は ⇒ 30m以下</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ほぼ適用なし</li></ul>
2以上の直通階段 (法第35条、令第121条)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の場合、宿泊室の床面積の合計が200m<sup>2</sup>超の階</li><li>② その他の場合は、宿泊室の床面積の合計が100m<sup>2</sup>超の階</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ほぼ適用なし</li></ul>
避難階段の設置 (法第35条、令第122条)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 5階以上の階</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 適用なし</li></ul>
居室の採光の確保 (法第28条)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 居室の面積の1/20以上の大きさの窓等の設置</li></ul> <p>※ 非常用照明設置で緩和可</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 居室の面積の1/20以上の大きさの窓等の設置</li></ul>

<b>排煙設備の設置</b> (法第35条、令第126条の2)	<input type="radio"/> 延べ面積500m <sup>2</sup> 超	<input type="radio"/> 適用なし
<b>非常用照明装置の設置</b> (法第35条、令第126条の4)	① 居室（寄宿舎除く） ② 避難経路  ※ 避難階の居室等で、屋外への出口に至る歩行距離が30m以下（避難階の直上階・直下階の場合は、20m以下）のものは緩和可。	<input type="radio"/> ほぼ適用なし
<b>内装制限</b> (法第35条の2、令第128条の4、 令第129条)	① 居室及び避難経路の内装仕上げを難燃材料等とする (1)耐火建築物の場合 → 3階以上の床面積 <sup>(※1)</sup> が300m <sup>2</sup> 以上 (2)準耐火建築物の場合 → 2階の床面積 <sup>(※1)</sup> が300m <sup>2</sup> 以上 (3)その他の場合 → 床面積が200m <sup>2</sup> 以上 ※100m <sup>2</sup> 以内毎に防火区画 されている場合は対象外。 ② 火気使用室の内装仕上げを準不燃材料とする（住宅の場合、最上階は適用除外）	<input type="radio"/> 火気使用室の内装仕上げを準不燃材料とする
<b>屋内階段の寸法</b> (法第36条、令第23条)	※ 直上階の居室の床面積の合計が200m <sup>2</sup> を超える場合等 (1)階段及びその踊場の幅：120cm以上 (2)けあげ：20cm以下 踏面：24cm以上【勾配40°】 ※ 上記以外の場合 (1)階段及びその踊場の幅：75cm以上 (2)けあげ：22cm以下 踏面：21cm以上【勾配46°】	(1)階段及びその踊場の幅：75cm以上 (2)けあげ：22cm以下 踏面：21cm以上【勾配46°】 ※住宅内階段は、けあげ：23cm以下 踏面：15cm以上【勾配57°】

(※1) 当該用途に供する部分の床面積

※これら以外にも基準・規定がありますので、上記基準の詳細も含めて、計画図面等をもって管轄の市役所・各総合事務所等にご相談ください。

## 許認可の申請④

### 食品衛生法について（食品衛生法の営業許可）

根拠法令	食品衛生法（第52条）、食品衛生法施行規則 鳥取県食品衛生条例	担当部署	生活環境事務所又は 総合事務所
制度の概要	宿泊施設で食事の提供を行う場合は、食品衛生法の飲食店営業許可を受けなければなりません。営業許可には有効期限がありますので、有効期間満了に際し引き続き営業を行う場合は、許可継続の手続きが必要です。		
許可等の基準	<p>ここでは、飲食店営業（旅館・ホテル）について主な基準を示します。</p> <p>(1) 営業施設は、住居その他営業に係る施設以外の施設と明確に区分すること。ただし、住居としての使用状況から公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 営業施設は、使用目的及び業務能力に応じた広さを有すること。</p> <p>(3) 営業施設の窓、出入口その他開放する箇所には、金網その他の物でねずみ及び昆虫の侵入を防止する設備を設けるとともに、排水設備には、ねずみの侵入を防止する設備を設けること。</p> <p>(4) 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室は、作業を行う上で十分な明るさとなる照明設備及び換気を十分に行うことができる設備を設けること。</p> <p>(5) 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の床は、耐水性材料で作り、かつ、清掃しやすい構造とすること。</p> <p>(6) 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の内壁は、耐水性材料で作るか、又は床面から1メートル以上の高さまでは耐水性材料で腰張りし、かつ、清掃しやすい構造とすること。</p> <p>(7) 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の天井は、清掃しやすい構造とすること。</p> <p>(8) 営業施設のうち調理室、製造室、処理室又は販売室には、食品取扱者の使用に便利な位置に専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。ただし、容器包装により包装された食品のみを取り扱う業態にあっては、この限りでない。</p> <p>(9) 洗浄が必要な機械、器具、容器等を用いる場合は、耐水性の洗浄設備を設けること。</p> <p>(10) 食品又は添加物に直接接触する機械器具、設備及び容器は、耐水性のものであること。</p> <p>(11) 営業施設には、原材料、製品、添加物、器具、容器等を衛生的に保管できる設備を設けること。</p> <p>(12) 営業施設には、冷却保存（常に摂氏10度以下の温度で保存することをいう。以下同じ。）をする必要がある食品を取り扱う場合は冷蔵又は冷凍設備を設けること。</p> <p>(13) 食品を冷却し、又は保存するための設備には、設備内の温度を確認するための温度計を見やすい位置に設けること。</p> <p>(14) 添加物を使用する場合は、専用の計量器を備えること。</p> <p>(15) 用水は、水道水又は飲用に適すると認められた水が豊富に供給されていること。</p> <p>(16) 水道水以外の水を使用する場合は、消毒装置を設けること。</p> <p>(17) 廃棄物の容器は、ふたがあり、耐水性で、十分な容量を有し、清掃がしやすく、汚液及び臭気が外部に漏れないものとし、必要な場所ごとに備えること。</p> <p>(18) 便所は、衛生的な構造とし、施設に衛生上の影響を及ぼさない場所に設けること。</p> <p>(19) 便所には、流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。</p> <p>(20) 営業施設には、調理室及び客室があり、区画されていること。</p> <p>(21) 弁当、折詰その他一時に多人数に対する調理又は仕出しをする場合は、詰合せ又は配膳を行なう場所及び放冷設備を設けること。</p> <p>(22) 生食用食肉の調理を行う場合は、他の設備と明確に区分された生食用食肉を調理するための専用の調理台及び設備並びに専用の消毒設備を設けること。</p>		

## 平成 29 年度第 2 回鳥取県規制改革会議における 委員からの提案・意見に係る対応について

担当課

政策法務課

### 1 提案（意見）の内容

提案（意見）内容	企業ではメールが多く、紙文書が来ることはあまりない。役所では紙でなければいけないものもあるかもしれないが、そのようなものもメールにする等、電子化を拡大することを検討してはどうか。
----------	---

### 2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他（　　）
規制の名称	
規制の内容	

### 3 対応方針（回答）案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他（　　）
方針（回答）案の内容	<p>電子メールによる施行文書の送信は既に、文書を施行する担当課が文書の性質、内容、相手方等を踏まえながら選択的に行っているところ。</p> <p>規程に照らし、電子メール施行の適切な利用について改めて全庁に周知する。</p>
理由等	<p>鳥取県文書の管理に関する事務処理要領 (電子メール等による施行文書の送信)</p> <p>第 27 条 所属の職員は、決裁された起案文書に係る<u>施行文書が押印しないものである場合は、電子文書である施行文書を作成し、次項の規定による文書管理主任の確認を得た後、所属において当該施行文書を電子メール等により送信することができる。</u>この場合においては、電子メール等により送信した時に当該施行文書を施行したものとみなす。</p> <p>鳥取県公印規程 (公印省略文書等)</p> <p>第 9 条 次に掲げる文書は、公印を押印しないで施行することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発信名義が知事でない県の機関又は県内の他の地方公共団体宛ての文書</li> <li>(2) 通知、照会、報告又は回答に係る文書のうち発信名義が知事でない軽易なもの</li> <li>(3) 発信名義が知事でない送付書その他これに類する軽易な文書</li> <li>(4) 職員宛ての納入通知書又は返納通知書（当該職員の職務に係るものに限る。）</li> <li>(5) 書簡文、電子メールにより施行される文書その他慣例により押印を要しない文書</li> <li>(6) 法令等の規定により押印を要しない文書</li> </ul>
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	

## 平成 29 年度第 2 回鳥取県規制改革会議における 委員からの提案・意見に係る対応について

担当課

業務効率推進課

### 1 提案（意見）の内容

提案（意見） 内容	補助金は年度末の3月が区切りとなるが、農業関係は作物を作るタイミングがあり、3月で区切ることが難しい場合（繰越の活用）や事業の承認に1～2ヶ月を要するために、年度当初から事業を実施できない場合（債務負担行為の活用）もある。柔軟な対応ができるないか。
--------------	--

### 2 規制の現状

規制の区分	条例 ・ 規則 ・ 要綱要領等 ・ 国の規制 ・ その他 ( )
規制の名称	
規制の内容	

### 3 対応方針（回答）案

方針案区分	対応済み（見直し）・現状維持・継続検討・対応不可・その他 ( )
方針（回答）案 の内容	<p>9月6日に開催された県庁働き方改革プロジェクトチーム幹事会において、各部局の主管課長に対して、平成30年度予算要求に向けて、申請者が使いにくい補助金がないか、全庁的に点検するよう指示するとともに、9月14日付けの文書で全庁に同内容の通知を行った。</p> <p>結果2件の見直しが報告されたが、ご提案いただいた農業関係をはじめ、多くの事業は繰越を行えるよう柔軟な制度となっている。</p> <p>については、補助事業の利用者に制度内容が周知されていないことが推察されることから、年度当初の補助事業の案内や説明会でしっかりと周知するよう全庁に指示する。</p>
理由等	
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	<p>【見直しした事例】</p> <p>＜鳥取県版経営革新総合支援補助金（復旧・復興型）＞</p> <p>鳥取県中部地震において被災、影響を受けた企業の復旧支援のための補助金について、工事業者からの見積もりが遅れるなどにより、補助対象事業期間を超える可能性があることが判明したため、事前に期間延長申請を行えば、補助対象事業期間を延長できるよう見直した。</p>

第201700150514号  
平成29年9月14日

本庁各主管課長様

業務効率推進課長  
(公印省略)

### 鳥取県規制改革会議委員からの意見への対応について（依頼）

平成29年8月23日（水）に開催した第2回鳥取県規制改革会議において、補助金に関して委員から下記1の意見が出されました。

については、補助事業者の不利益とならないよう補助事業者の状況を確認し、適切に繰越を行うとともに、下記2の観点を踏まえ、部局内の債務負担行為を活用すべき単県補助金がないかを点検し、制度の見直しを検討してください。

併せて、見直し予定の補助金については、別紙調査票により、10月13日（金）までに御報告くださいようお願いします。

#### 記

##### 1 鳥取県規制改革会議委員からの意見

（1）会計年度の関係で、年度内完了を求められるため、申請者が使いにくい補助金がある。

＜具体的な事例（繰越を活用できる例）＞

冬に計画が承認され、ぶどうの圃場の排水整備、棚、苗の植付けを行うには、積雪等で大変悪い状態であったが、3月末までに無理に行つた結果、活着、生育が悪くなり、再度自費で排水整備、植付けを行つた。

（2）4月当初から事業に着手できないため、申請者が使いにくい補助金がある。

＜具体的な事例（債務負担行為を活用できる例）＞

4月から事業申請受付が始まるが、計画承認となるまで、1～2か月かかる。アスパラガスは春と秋が定植のタイミングであるが、秋は米など、他の品目との兼ね合いがあるため、春に定植を行いたいが、できない。

##### 2 債務負担行為の活用を検討する観点

- ・審査等に時間要するため、補助事業者が4月当初から事業に着手できず、支障が生じていないか。
- ・事業効果の点から、複数年での補助を行うことが望ましいが、単年度補助金であるため、支障が生じていないか。

（担当）

業務効率推進課 賴田、川口

電話：0857-26-7612・7608

## 平成 29 年度第 2 回鳥取県規制改革会議における 委員からの提案・意見に係る対応について

担当課

業務効率推進課

### 1 提案（意見）の内容

提案（意見） 内容	県のホームページに農林水産関係の補助事業を一覧にしたガイドブックが掲載されているが、スマートフォンで見ようすると小さくて非常に見づらい。プルダウン方式などで検索できるような仕組みになるとよい。
--------------	--

### 2 規制の現状

規制の区分	条例 ・ 規則 ・ 要綱要領等 ・ 国の規制 ・ その他 ( )
規制の名称	
規制の内容	

### 3 対応方針（回答）案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他 ( )
方針（回答）案 の内容	<p>商工労働部では、商工関係の補助金などの支援策を取りまとめたWEBサイト「とっとり産業支援ナビ」を平成28年度にリニューアルし、キーワード検索やスマートフォン・タブレット対応とし、補助金等の見出しページに概要がわかるよう、レイアウトを工夫している。</p> <p>9月6日に開催された県庁働き方改革プロジェクトチーム幹事会において、各部局の主管課長に対して、商工労働部の取組を横展開し、各部局の施策紹介サイトをリニューアルするよう指示した。</p> <p>特にご意見のあった農林水産関係の補助事業のサイトについては、平成30年度当初に向けて、リニューアル作業を行っている。</p>
理由等	
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	

## 商工労働部「とっとり産業支援ナビ」の概要

商工労働部では、商工関係の補助金などの支援策を取りまとめたWEBサイト「とっとり産業支援ナビ」を平成28年度にリニューアルし、キーワード検索やスマートフォン・タブレット対応とし、補助金等の見出しページに概要がわかるよう、レイアウトを工夫している。

The screenshot shows the homepage of the 'とっとり産業支援ナビ' website. At the top left is the logo '補助金・支援の総合窓口 とっとり産業支援ナビ'. On the right is a sidebar titled '商工施策' (Industry Policies) with various links like '経済活性化の企画・調査' and '県民経済再生戦略の実現'. Below the sidebar is a section titled '過去の事業について' (Past Projects) with links to '過去の事業' and '過去の事業について'.

The main content area has two red boxes highlighting search features:

- A red box around the text '県・市町村の支援策をジャンルから探す' (Search by genre).
- A red box around the text '県・市町村の支援策をキーワードで検索' (Search by keyword).

To the right of these boxes are two callout boxes:

- A box labeled '支援施策をジャンル別に整理' (Organized by genre).
- A box labeled 'キーワード検索' (Keyword search).

Below the main content area is a horizontal navigation bar with several categories:

- 工場・事業所の新設や増設をしたい
- 経営の効率化や体质改善を図りたい
- 新事業や新分野に進出したい
- 設備投資をしたい
- 省エネや環境対策に取り組みたい
- 海外展開をしたい
- 販路を開拓したい
- 農商工連携に取り組みたい
- 起業・創業・開業・独立したい
- 雇用対策・人材確保・人材育成をしたい
- 市町村の支援策



スマートフォン対応

Three examples of detailed support program pages from the website:

- 01補助**: A page titled '鳥取県企業立地認定事業者貨物誘致支援事業' (Tottori Prefecture Enterprise Location Recognition Program Goods Attraction Support Business). It includes a sub-section for '企業' (Business) and information about the '平成24年4月1日以降に、鳥取県企業立地等事業助成条例に基づき事業認定(新規設)を受けた事業者。ただし、大量貨物誘致促進支援事業者は除きます。' (Businesses recognized under the 'Tottori Prefecture Enterprise Location Recognition Program Goods Attraction Support Business' based on the 'Tottori Prefecture Enterprise Location Recognition Program Goods Attraction Support Business' ordinance from April 1, Heisei 24, onwards. However, businesses that have been designated for large-scale cargo attraction promotion are excluded.).
- 境港利用促進支援事業**: A page titled '境港の輸出入拠点化に資する機能整備を促進する者又は境港の輸出入拠点化に資する新たな物流サービスを提供する企業が対象です。' (Businesses that promote the development of functional improvements for the port's import and export hub or provide new logistics services for the port's import and export hub are eligible).
- 支援施策をジャンル別に整理**: A page titled '支援施策をジャンル別に整理' (Organized by genre), which lists various industry policies categorized by genre.

補助金の見出しページに概要を記載

## 平成 29 年度第 2 回鳥取県規制改革会議における 委員からの提案・意見に係る対応について

担当課

業務効率推進課、情報政策課

### 1 提案（意見）の内容

提案（意見） 内容	総合事務所等に無料で使えるパソコンがあり、アドバイスてくれる人がいたりするといいのではないか。電子化に向かうのであれば、教育面でも平等にチャンスを与えることを考えていかなくてはならない。
--------------	---

### 2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他（　　）
規制の名称	
規制の内容	

### 3 対応方針（回答）案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他（　　）
方針（回答）案 の内容	県庁県民室や中部総合事務所の地域県民室には、県から情報収集を目的に、県民が自由に無料で利用できるパソコンを設置しているが、電子申請の手続きは、個人情報の入力等が必要となることから、共有パソコンを活用することは適切でないと考えている。しかしながら、ご意見のとおり、パソコン操作に不慣れな方でも、スムーズに電子申請を行っていただけるよう支援対策を設けることは重要であることから、フリーダイヤルによる専用コールセンターを設置し、電子申請手続きの各ページ内でその周知を図っているところ。
理由等	共有パソコンは、安全管理上の観点から、県民室等のフリースペース内に設置されているため、第三者に入力情報を覗かれる可能性があることに加え、履歴の削除忘れ等により、後で共有パソコンを利用する方へ情報が漏れる恐れがある。 また、電子申請システムの操作方法に関する問い合わせは、多岐にわたる質問が想定されるが、県民サービス向上の観点から、たらい回しすることなく的確かつ迅速に回答する必要があると考えます。本県では、専門的知識を有する電子申請システムの運営会社内に専用コールセンターを設置して対応することとしている。
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	(参考) 電子申請システムの操作方法に関する問い合わせは、フリーダイヤルによる専用コールセンター(平日9時から17時まで)の他、FAXや電子メール(24時間365日対応可能)でも受け付けている。

## 県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

子育て応援課

### 1 提案の内容

提案事項名	認定こども園設置基準の緩和
提案内容	<p>鳥取県では待機児童ゼロといわれているが、全ての家庭が第一希望の保育所に入れていいわけではない。</p> <p>幼稚園を認定こども園として、保育の量を確保していくことが必要。認定こども園化のネックの一つが、調理室を設けること。</p> <p>県の条例で規定されているが、調理室の設置義務を緩和するとともに、3歳未満児への給食の外部委託化を認めてほしい。</p> <p>これにより、認定こども園への転換が大幅に進むものと思われる。規制緩和で子育て王国鳥取県の推進を図ってほしい。</p>

### 2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他( )
規制の名称	鳥取県認定こども園に関する条例
規制の内容	認定こども園の認定要件としての調理室の設置

### 3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他( )
方針案の内容	<p>調理室の設置義務について、3歳以上児の子どもについては必置ではなく、給食の外部搬入をすでに認めている（加熱・保存等の機能を有する設備または施設内調理によって食事を提供する子どもの数が20人未満の場合は調理をするために必要な設備を設けることにより、調理室を設けないことができる）。</p> <p>3歳未満児への給食の外部搬入については、現在、国において、その基準の妥当性について評価・検証が行われているところであるため、県としては、国の動きを注視し、当面、現在の規定を維持する。</p>
理由等	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満児への給食の外部搬入については、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園に限り構造改革特区を活用した場合に認められている。</li> <li>3歳未満児は個の発達の差が大きいこと、体調が変化しやすいこと、アレルギー発症率が高いことなどから、現在、全国展開に関する検討のため構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会により、保育所の事例を先行して評価・検証が進められている。</li> <li>認定こども園と同時に評価・検証作業が進められている公立保育所において、外部搬入により、発達段階やアレルギーに配慮した給食の提供ができていない事例や、搬入後に保育士が調理・加工する必要が生じるなど業務負担の増大及び衛生管理上の課題等が指摘されている。</li> </ul>
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	<p><b>&lt;経緯&gt;</b></p> <p>H16年 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認 (構造改革特区・特例措置番号 920。認定件数 73件。智頭町、湯梨浜町含む)</p> <p>H22年 満3歳以上の児童に限り公立・私立の保育所で給食の外部搬入可能</p> <p>H27年 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認 (構造改革特区・特例措置番号 2001。認定件数 6件。県内該当なし)</p> <p><b>&lt;現状&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価・調査委員会で現在評価・検証作業中であり、評価が終了するまでは全国的な規制緩和は行わないこととされている。</li> <li>湯梨浜町では外部搬入を行っていた時期があったものの、現在は全て自園調理している。</li> <li>智頭町においては、保護者の理解が得られず、予定していた学校給食センターからの外部搬入に至っていない。</li> </ul>

## 認定こども園の調理室の設置基準

年齢	食事を提供する子どもの数	必要な設備		備考
		自園調理の場合	外部搬入の場合	
満3歳以上	20人以上	調理室	調理のための加熱、保存等の機能を有する設備(電子レンジ、冷蔵庫等)	
	20人未満	提供する食事を調理するために必要な設備の設置(電子レンジ、冷蔵庫等)	調理のための加熱、保存等の機能を有する設備(電子レンジ、冷蔵庫等)	
満3歳未満	20人以上	調理室	不可	公立保育所、公立幼保連携型認定こども園については、要件を満たし構造改革特区申請をすれば、給食の外部搬入が認められている。
	20人未満	提供する食事を調理するために必要な設備の設置(電子レンジ、冷蔵庫等)	不可	

※食事を提供する子どもの数は、提供する全園児の人数でカウント

※自園調理し提供する食数が20食以上の場合は上記の区分に関わらず、調理室の設置が必要

<例1：3歳以上児20人(外部搬入)、3歳未満児10人(自園調理) 合計30人園の場合>

3歳以上児…調理のための加熱、保存等の機能を有する設備(電子レンジ、冷蔵庫等)を設置  
3歳未満児…提供する食事を調理するために必要な設備の設置(電子レンジ、冷蔵庫等)を設置

↓  
調理室設置不要(調理のための加熱、保存等の機能を有する設備(電子レンジ、冷蔵庫等)で可)

<例2：3歳以上児20人(外部搬入)、3歳未満児20人(自園調理) 合計40人園の場合>

3歳以上児…調理のための加熱、保存等の機能を有する設備(電子レンジ、冷蔵庫等)を設置  
3歳未満児…調理室を設置

↓  
調理室設置が必要

<例3：3歳以上児19人(自園調理)、3歳未満児19人(自園調理) 合計38人園の場合>

↓  
自園調理し提供する食数が20食以上となるため、調理室の設置が必要

## 県民からの規制改革提案に係る対応方針案

## 担当課

道路企画課、河川課、治山砂防課、空港港湾課

### 1 提案の内容

提案事項名	県管理の道路、河川、砂防河川、公共海岸、港湾施設等の占用・使用許可更新手続きに係る添付書類の省略
提案内容	県管理の道路、河川、砂防河川、公共海岸、港湾施設等に下水道施設を設置するにあたり、占用・使用許可を受けている。それらの許可期間は、5年または10年以内となっており、継続して設置する場合には許可更新の手続きを行っている。 更新手続きの際、添付書類として、現行許可書の写し、位置図、平面図、構造図、現況写真等を求められるが、占用・使用状況の変更がなく許可期間のみの更新の場合は、上記添付書類の提出を不要としていただきたい。

### 2 規制の現状

規制の区分	条例 · <b>規則</b> · 要綱要領等 · <b>国の規制</b> · その他 ( )
規制の名称	
規制の内容	

### 3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・ <b>継続検討</b> 対応不可・その他 ( )
方針案の内容	更新申請時の添付書類については、既に簡素化しているが、各事務所・局ごとに若干の程度の違いはあるため、添付書類を基本的に次に掲げるもののみに統一するよう検討する。(その他の書類については必要に応じて提出してもらう。) ①位置図 ②前回許可証の写し ③占用物件の安全確認書 ④現況写真（地下埋没物については、埋没場所の地上部分の現況写真） なお、現在は円滑に更新物件及び許可状況を確認（物件取り違いを防止）し、速やかに申請受理するため、添付を依頼しているが、今後、電子申請の推進等により①②の添付を不要とすること、また、申請書の備考欄に安全確認状況を記載することで、③の添付を省略する等柔軟に対応していく。
理由等	・許可工作物の管理者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならないこととされている。（河川法第15条の2） ・管理者は、更新申請の都度、申請内容及び更新時の管理状況を確認する必要がある。
備 考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	占用物件の数量が膨大となる下水道施設については、今後、提出図面を電子データ化するなどの対応について、占用者とともに検討する必要がある。 ・電子申請の活用又は電子データによる添付書類の提出により、申請手続きの簡素化、円滑化を図ることができる。

### 4 継続検討結果

検討結果の内容	下水道施設に限らず、各占用許可申請者と添付書類の電子化可否等について協議を行った上で、対応可能なものについては、今後、電子申請システムによる電子ファイルでの提出に切り替えてもらう。 県は電子ファイルで提出を受けた添付書類について、容易に検索、確認することができる状態で管理（総合道路台帳システムの活用等）しておき、同占用物件に係る次回更新申請があったときには、紙による添付書類の提出を不要とするなどして、手続きの簡素化を図っていく。
備 考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	平成30年4月からの運用開始を目指として取り組んでいく。

# 県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

緑豊かな自然課

## 1 提案の内容

提案事項名	自然保護ボランティア制度に係る登録更新方法及び催し物の情報提供方法の見直し
提案内容	<p>①ボランティアの任期は2年だが、更新のたびに登録手続きが必要。継続の場合はメール等の意思確認のみとし、再度の登録申込みは不要とすべき。</p> <p>②催し物の情報は各事務所ごとに郵送されてくるが、発信方法を見直すべき。ホームページに一括して情報掲載し、更新したらメールで案内すればよい。(紙でなければならぬ人のみ郵送)</p>

## 2 規制の現状 ※法令等で規制していない

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他( )
規制の名称	第6期鳥取県自然保護ボランティア募集要項
規制の内容	

## 3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他( )
方針案の内容	<p>① 文書により更新の意思確認を行っているが、更新希望の場合は、メール、電話等による回答も可能としており、登録内容に変更がない場合を除き、再度の登録申込は不要としている。</p> <p>② 年度当初に発出するボランティアイベントの年間スケジュールについては、文書で全員にお渡しするとともに、当課のホームページに掲載している。また、イベント等の更新情報は、一部の事務所がメールアドレスを登録されている方に対して、メールで提供しているので、他の事務所についてもメールでの提供を検討する。</p>
理由等	<p>① H29の更新から自動更新を取りやめて意思確認を行っている。これは、実活動のないボランティアの方を登録抹消し、真に意欲ある方のみにご案内差し上げるためとしたため。</p> <p>また、IT環境がないボランティアの方のために、文書による確認は継続する。</p>

## 4 継続検討結果

検討結果の内容	イベント等の更新情報についてメールでの連絡を希望される方については、メールでの情報提供を行う。
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	イベントは春から秋のグリーンシーズン以降はほとんどないため、次年度の春から、メールアドレス登録者への情報提供は、ご本人の意向を伺った上で、メール又は紙ベースでのいずれかに仕分ける。

## 平成29年度第2回鳥取県規制改革会議

日 時 平成29年8月23日(水) 10:00~11:40  
 場 所 県庁議会棟3階(第15会議室)  
           中部総合事務所1号館B棟2階(災害対策室)  
           西部総合事務所新館A棟2階(災害対策室)

## 1 開会

## 2 あいさつ

## ○井上総務部長

- ・本日は第1回の会議以降に県民からの提案があったもの及び第1回会議の際に委員より提案のあったものについて報告させていただく。規制は理由があつて作られているものであり、職員も県民も当たり前のものと捉えているが、このような形でより合理的な規制へと見直し、手間が減った、楽になったということが積み重なっていくことで、また今後様々な提案が増えてくるのではないかと思っている。地道な取組ではあるが、御審議をお願いしたい。
- ・また前回も説明させていただいたが、補助金や許認可の手続きに要する時間について、全庁で30%の縮減を目指す取り組みでいる。これは県民や事業者の皆様の手続きの負担軽減でもあり、また審査する職員の手間も省けるということで、官民それぞれの働き方改革に繋がるという観点で実施している。今回のの中間取りまとめでは若干目標に未達のところもあるが、状況を報告させていただき、今後の取組について御提案、御提言をいただければと思っている。
- ・今回はテレビ会議という形で開催しているが、これも一つの負担軽減の取組。長丁場の議論になるが、委員の皆様にはよろしくお願いしたい。

## 3 協議事項

## I 第1回鳥取県規制改革会議で委員から出された提案・意見に係る対応方針案について

## [1] 道路占用許可に係る葬儀場の看板の一括の許可の内容

&lt;事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等&gt;

## ○石賀委員

- ・看板の一括許可については、毎回占用申請を受けて許可をするという事務の煩雑さがかなり解消される取組であり、大賛成。ただ心配される点について、先回意見を出させていただいたところ。
- ・仮に県民の方が実際に来られて、看板を設置したいという相談があった際、この回答内容で本当に納得されるのかと思う。今後の運用でいろいろと見直しがされると思うが。  
⇒申請者が、どうしても既存の看板がある場所と全く同じ場所でなければいけないという事情があれば、今後の運用の中で対応することになると思われる。基本的には既存の看板の隣に設置する等により、調整を図りたいと考えている。(道路企画課)

## ○細井座長

- ・「本来自由であるべき行為を公益上の必要から一旦禁止し、一定の要件を満たす場合にその解除をするものではない」というのはどのような意味か。  
⇒そもそも道路は公共の交通に供するもの。皆さんのが物を置くことができる状態であるのを禁じているのではなく、本来物を置いてはいけない場所であるという趣旨で記載した。(道路企画課)

## [2] 道路占用許可に係る許可済証(ステッカー)の採用

&lt;事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等&gt;

## ○神戸委員

- ・逆に手間になるのであれば、現状維持でよいのではないかと思う。

## [3] 道路占用料の減免対象となるイベントを継続的に実施する場合の市町村推薦状の取扱い

&lt;事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等&gt;

## ○八木委員

- ・前向きな見直しに感謝する。このようなイベントは地域貢献として取り組んでおり、手続きの煩雑さが省かれるのはよいと思う。事務手続きの徹底を図っていただき、スムーズにイベントが開催されるようお願いしたい。  
⇒参考までに同様の案件は年間80件程度あり、確認が簡素化されれば県庁内部の事務も大きく軽減される。確認方法はまた改めて周知させていただくことになると思う。(業務効率推進課)

## [4] 収入証紙によらない納付方法

&lt;事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等&gt;

## ○神戸委員

- ・鳥取県の対応が非常に早いことについて、驚きと感謝を申し上げたい。これで納得している。

○森本委員

- ・高校入試の際の受験料であるが、学校が直接保護者からお金をを集め、高校の受検票と一緒に払いにいくということか。  
⇒それも可能である。(業務効率推進課)

○森本委員

- ・クレジットカードによる電子収納について、金融機関ではペイジー(Pay-easy)収納を行っているため、そちらも検討いただけないと有り難いと思う。とつとり電子申請サービスというもので申請をして、その後に電子納付ができる仕組みになるのか。  
⇒とつとり電子申請サービスとは、手続を行う電子申請システムの鳥取県版の総称であり、その中でクレジット納付ができる仕組みを持っているということである。ペイジーに対応することも機能としては可能である。(情報政策課)

○井上総務部長

- ・学校の受験料について、利便性の観点からいえば現金が良いということはあるが、教員が歳計外現金を扱う負担や管理上の課題などもある。そのような点からも、今はクレジットやペイジー等の様々な収納の仕組みができておらず、改めて検討する必要があると考えている。

○細井座長

- ・これによって収入証紙の入手に困る心配は一切なくなると解釈してよいか。高校受験だけではなく、他の案件もカバーされるのか。  
⇒申請窓口があるところには同じ敷地内に収入証紙を貰える場所が必ずあるか、無い場合には現金の支払いが可能という形にしている。さらに利便性を高めるため、部長からも説明のあったとおり、電子収納の方法も考えているということである。(業務効率推進課)

[4] 農家民宿等の営業に係る自動火災報知設備の規制緩和

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○八木委員

- ・小学校では農家の家に泊まる宿泊研修等を行っているが、これもこの規制の対象になるのか。営業許可があつた上で学校が指定したところに泊まっているのか、学校だから規制の対象外なのかよく分からないうが。もし関係があるのであれば、こういう制度をどんどんPRしていただきたいと思う。  
⇒大前提として、この事業は鳥取県ならではの体験メニューを提供する等、特色ある取組を行う事業者に対して補助を行うという趣旨である。(業務効率推進課)  
⇒教育旅行や林間学校のような形で宿泊を受け入れる場合、旅館業法の適用除外となる。佐治や閑金等では一部旅館業法の許可をとっているお宅もあるが、どちらでも合法的に実施することができる。  
この補助事業は、旅館業法の対象となるものに加え、それ以外のパターンのものも含めて対象としている。(観光戦略課)

○藤井委員

- ・民泊というのは、火災報知器以外にも、例えば食事やセキュリティといったことについて何か基準があるのか。  
⇒住宅宿泊事業法が国会で成立し、1月から運用が開始される予定であるが、それまでの間は旅館業法の許可を取らなければならないということになっている。新法の住宅宿泊事業法が施行された後は、それに従うということになる。旅館業法では、人数に応じた面積や帳場を設けるといった規制がある。  
(くらしの安心推進課)  
⇒食事の提供に当たっては、食品衛生法による飲食店営業の許可が必要である。(業務効率推進課)

○藤井委員

- ・宿泊というトータルな形で考える必要があるのでは。民宿であるから、なるべくシンプルに。制度的に衛生面やセキュリティ等についてコンパクトにまとめたものはあるのか。  
⇒制度としてはそれぞれの法律を満たす必要があるため、1本で旅館全てに対応しているものはない。ガイドラインについては現在作成中である。(くらしの安心推進課)

○亀井局長

- ・今の御質問は、県民目線から見て、事業をやりたい人がクリアしておかなければならぬことは何かということ。行政側から見て何法があってこうで…というよりは、事業者の立場で見て、火災報知器だけではなく、こういった面をクリアしたら民泊ができる、というものについて、次回整理してお示しいい。

○細井座長

- ・民泊をやりたい人のためにという点に加えて、本当に泊まって安全なのか、きちんと配慮がなされているかということを分かりたいという面もある。いろいろな規制があると思うが、次回、分かりやすく説明していただきたい。

II 県民からの規制改革提案に係る各所管課の対応方針案について

[1] 鳥獣捕獲ワナの規制改革

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

#### ○石賀委員

- ・狩猟免許は、恐らくいろいろなルールの中で試験を受けて、その資格を取得されるものであると思う。例えば捕まえた後の処理の仕方について、資格を取られる方はきちんとルールを守って行われると思うが、一定の条件のもとで許可の対象者とされた方についてはどうのように対応されるのか。  
⇒一定の条件というのは、狩猟免許所持者の指示の下で、免許を持っていない方も狩猟行為ができるというものの。捕獲後の処理の仕方という面と、捕獲にあたって事故や怪我等がないようにするという面の両面で、頭に免許所持者がいるということを条件に入れている。免許所持者のきちんとした指導下にあれば、いろいろな活用もできるではないかと考えている。(緑豊かな自然課)

#### ○藤井委員

- ・一般的な話であるが、例えばカラスやハトが増えて駆除したい時、どこへ行って、そのような資格者と接点を持ち、対応すればよいのか。  
⇒まず最初に各市町村へ相談していただきたいと思う。この有害駆除というのは、各市町村で発令するものである。基本的に野生の鳥獣は捕獲してはいけないというのが大元であるが、農作物等に被害がある場合には、例外的に市町村で被害駆除という命令を出し、その命令の下で獲ってもよいという制度になっている。各市町村役場へ相談いただければ助言が得られると思う。(緑豊かな自然課)

#### ○藤井委員

- ・カラスなどの処理は自分で行わなければいけないのか。市町村が捕ってはくれないのか。  
⇒被害者が捕るのでなく、各市町村が、例えば獣友会等に駆除を委託する形となる。カラスであればよく市町村が獣友会のハンターによる一斉駆除を行っているが、あれがこのような取組の一環である。何か被害があれば、早目に市町村へ相談いただきたい。(緑豊かな自然課)

#### ○八木委員

- ・捕獲とその後の利活用は、セットで考えていかないといけない。捕獲後の加工や処理をするところは限定的に決められていたように思うが、あとはそれをどうさばいて利活用するか。県庁食堂のイノシシ肉カレーライスなども、その流れがあったものだったかと思うが。捕獲の規制改革という面と、その後の料理や加工品などの利活用推進について、現在の動きを聞かせていただきたい。  
⇒捕獲前であれば、農林水産省所管の鳥獣保護管理法と有害鳥獣に係る鳥獣被害特別措置法の合わせ技で対応している。捕獲後は食品衛生法が絡んで保健衛生的な話が出てくる。県としてはジビエ利用ということで関係課が一緒に進めているところ。「わかさ 29(にく)工房」等、県内でそういった食肉を生業とするところも増えてきており、県庁一丸となって政策的に進めていきたいと考えている。(緑豊かな自然課)

#### ○八木委員

- ・こちらも要望があるかもしれないで、次回勉強してきたい。  
⇒どのような縛りがあるか再度回答させていただき、その上で、ここはちょっと厳しいのではないか、というような提案がいただければと思う。(業務効率推進課)

### [2] 太陽光発電の売電価格の固定

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

#### ○森本委員

- ・太陽光発電をつける際には補助金があったと思うが、これも同様に見直しされているのか。  
⇒住宅に太陽光発電を設置する場合、市町村が補助をする場合には、県がその2分の1を出すという補助制度がある。電力会社は10年間の電力買取義務があるが、10年経てば義務はなくなる。そうなったときは、設置している方が自分で電力を買ってくれる先を見つけるか、又は蓄電池を置いて自家消費するか、という選択になる。(環境立県推進課)

#### ○八木委員

- ・この制度については、もうこの回答しかないかと思う。今の買取価格は30円であるが、当初はもっと高く、私の場合は10年固定で42円だった。一般の住宅用の買取期間は10年だが、産業用の場合は20年であったと思う。結局、その長い期間の負担をどこに求めているのかというと再生可能エネルギー発電促進賦課金であり、当初は1キロワット当たり0.4円くらいであったが今は2.6円となっている。これは国民全員に高い買取価格の負担を求めていたことであり、この賦課金はまた上がってしていく。平成25年のデータでは168円であったが、今は1,500円くらいと10倍にもなっている。負担がどこに求められているのか、皆さん気が知っているのかどうか分からないが、だからこそ、このような要望も出たのではないかと思う。このような理解が皆さんに広まっていないのであれば、何らかの形での周知等も今後お願いしたいと思う。

### [3] 道路、河川等の占用・使用許可更新手続きに係る添付書類の省略

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

#### ○細井座長

- ・継続検討というのはもう少し検討をして、次回もう一度説明いただけるということ。  
⇒年度当初からの見直しということになろうかと思うが、基本的には前向きにやらせていただく。検討結果と見直しの時期について改めて報告させていただく。(業務効率推進課)

#### [4] 自然保護ボランティア制度に係る登録更新方法及び催し物の情報提供方法の見直し

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○八木委員

- ・このボランティア制度は自然保護以外にもあるのか。例えば見回りボランティアなど、同じような制度があれば同様の考え方ができるか。

⇒次の項目にも出てくるが、公共施設管理センター制度というのがある。その他にもいろいろな巡回員等の制度はある。今は、基本的には電子的に行うのが流れかと思うが、高齢者等、インターネットに不慣れな方もあるので、そういう方には希望も聞きつつ、紙も併用していくのが現実的かと考えている。  
(業務効率推進課)

○森本委員

- ・会社では本当にメールが多く、紙が来ることはあまりないが、今回召集いただいた用紙は紙で届いた。役所だから紙でなければいけないものもあるかもしれないが、そういうものもメールにする等、電子化を拡大することを検討いただければと思う。

○細井座長

- ・メールだと見落としてしまうこともあるが。

⇒メリット・デメリットの両方があると思う。重要度等、いろいろと考え方があろうかと思うが、御提案の件に関しては承った。(業務効率推進課)

○神戸委員

- ・先ほどメールの見落としの話があったが、今はメールが確認されたらそのことがデータで送られるという仕組みがある。今回の会議も正式文書として印を押したものをわざわざ切手を貼って送ってくださったが、膨大な資料はメールの添付ファイルで来ており、統一してもらえば切手代や労力も少し浮くのではないかと思う。

⇒メーカーの規模にもよると思うが、鳥取県であれば DECO という、県が作ったファイル転送システムがある。これを利用すると、受信されたことが送信者に分かるということがある。いろいろな仕組みを補足的に考えながら進めてまいりたいと思う。(情報政策課)

#### [4] 公共施設管理センター制度について

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○細井座長

- ・連絡会というのはどの程度のペースで開催されているのか。

⇒ここ 3 年は開催していない。毎年定期的に行うものではなく、何か機会があれば開催するという状況。  
(鳥取県土整備事務所)

○細井座長

- ・逆に年 1 回ぐらいは開いて話し合った方がよいのではないか。資質の向上という話もあったが。

⇒そもそも何のための連絡会かというのを考えていかなければいけない。必要があるから廃止しないのであって、当然開かれるものだと思っている。検討いただきたい。(業務効率推進課)

○細井座長

- ・報告書というのは、例えば具体的にどのような項目があるのか。センターが見るところはあらかじめ決まっているのか。

⇒例えば何月何日にどのあたりを見回りして、ごみが落ちていた、道路が壅んでいた、というような簡単な報告をいただくもの。それほど複雑ではなく、負担というほどのものではないと考えている。定員は 11 名であり、旧鳥取市が 2 名、旧町村がそれぞれ 1 名ということで、地区別にセンターを定めている。どこを見て回るかはセンターの自由判断に任せており、こちらからは全く指示していない。基本的にボランティアの延長ということで考えていただければよいと思う。(鳥取県土整備事務所)

#### [5] 委員からの提案について

○細井座長

- ・以上で県民からの規制改革案に係る対応方針案の協議は終了であるが、本日御出席の委員の中から、何か提案としてお考えの事案等があれば、お出しいただきたい。

○八木委員

- ・次回にお願いしたいものとして、農林水産関係の補助金の申請手続きに関する要望が 1 点と、ホームページに関する要望が 1 点ある。

・補助金は年度末の 3 月が区切りとなるが、農業関係は作物を作るタイミングもあり、どうしても 3 月で区切ることができない部分がある。県の補助事業に新規就農者条件整備事業というものがあるが、ブドウの新規就農者として認められたタイミングが冬だったという事例がある。補助金を受けようとする 3 月までにある一定の条件を完了する必要があり、土壌整備やブドウの棚を作る、苗を植え付けるというようなことも条件だったらしいが、雪が降っているとなかなか進まない、3 月までに雪が溶けない、でもやらなきやいけないということでやってしまって、一応は完了したものの、やはりその後の生育が良くないということで、4 月以降に自費でもう一度整備をしたという事例がある。3 月までに整備がス

ートして4月以降までかかったとしても、スタートが3月であればその年度の補助事業の対象にしらえないのか、柔軟な対応ができないかということ。これは鳥取県の単県事業であるが、もう一つ産地パワーアップ事業という国の補助事業の事例もある。アスパラガスの栽培を新規に取り組む農家で、補助事業は4月から始まるが、事業の承認までにどうしても1~2ヶ月は要してしまう。その間は圃場整備してはいけないという状況があるが、2ヶ月後に圃場整備しても良いタイミングで定植できない。アスパラガスは春と秋に定植のタイミングがあるが、この方については春に行いたかった。農家であるので年間様々な時期に収穫できるタイミングが欲しい。秋には梨や米の収穫と重なってしまうので、アスパラガスを春に植え付ければ春収穫することができる、そうすると年間の経営サイクルができることがある。そのためには3月からでも事前着工のようなことができるのかどうなのか。これも先ほどの1例目の事業と同様に、3月のズレをどう柔軟に対応いただけるのかということ。昔から鳥取のJAでは、4月は梨が忙しいということで会計年度が1月になっており、補助金の会計年度と違うためにいろいろな手続でどうしても若干ズレがある。この辺のところをちょっと融通できないかというのが1点。

- もう一つは、県のホームページに農林水産関係の補助事業を一覧にした農業施策利用ガイドブックというのが掲載されている。全体で100ページぐらいあるものだが、農家の方とJAの営農指導員が現場で話をする時、スマートフォンでこのホームページを見ようとしても小さくて非常に見づらい。できれば、県の職員名簿の検索画面でブルダウン方式で「総務」を選ぶと総務課が出てくるように、「新規就農」というキーワードを入れれば新規就農の補助事業のメニューが出てくる、「担い手」、「6次化」といったキーワードでそれぞれ出てくる、というような仕組みになれば、現場の圃場の中で、それを見ながら話ができる。農家の方はある程度年齢が高いということもあり、現場の方から要望が上がってきている。次の検討になるかとは思うが、紹介させていただいた。

⇒年度またぎで困っている事例は、農林関係だけではなく他にもあると思う。最近は複数年の計画で事業に取り組み、その中で途中変更ができるものもあると聞いており、そのような取組の拡大であるとか、単純に次年度に繰り越すやり方ができないかということについて、全庁的に点検をさせていただきたいと思う。また2点目のスマートフォンやタブレットで見やすいようにという点についても、横展開を図らないといけないと思っている。商工労働部では平成28年度にPDFファイルでパソコンでしか見られなかったものを全てスマートフォン対応に作り替えている。農林水産関係は特に事業数が多くため、ブルダウン等の工夫がなければ見つけにくいこともあると思う。全庁的に検討を進めていきたいと思っており、また次回報告させていただきたい。(業務効率推進課)

#### ○藤井委員

- 中部でも震災後、様々な補助金の申請が多かったと思うが、補助金申請のシンプルなやり方というか、どういう形で作文をしていけばいいのかというようなことがもう少し簡単に欲しい。もうダイレクトに県に見ていただく形は取れないのか。時間がすごくかかると思う。
- ⇒次の議題の事務手続の簡素化のところでお話させていただこうと思っているが、基本的に電子申請にして、横に記入例を記載しようということをしている。その中で書き方等の部分についてはクリアできると思う。相談についても県の方で十分受ける体制は整っているので、電話等で問い合わせていたければ対応させていただく。(業務効率推進課)

#### 4 報告事項

##### I 行政手続きコスト削減の取りまとめ結果について

#### ○中村課長

- 行政手続きコストの削減については、電子申請、申請書様式や添付書類の簡素化、審査方法の簡素化等に取り組んでおり、中間取りまとめとして報告させていただく。補助金については33.7%、許認可については25.7%、合わせて28.6%の削減効果が見込まれると思っている。これらについては、順次この計画に基づいて作業を進め、30年度当初からはこの効果が得られるものと考えている。我々は目標を30%としているので、引き続き精査をし、またこれらの取組以外の新たな取組に関する気づきがあれば、それらも加えて計画に盛り込んでいきたいと考えている。

#### ○森本委員

- 許認可の削減率が補助金ほど上がっていないのは、書類が多いとかそういうことなのかな。
- ⇒もともとある程度簡素化した申請書になっている、添付書類が少ない等ということも関係していると思う。また、やはり許認可として、県民の安心に繋がる部分で確実に審査がしたいということもあり、添付書類はこれ以上削減ができないという状況もある。(業務効率推進課)

#### ○細井座長

- 具体的な削減方法としては、大体が電子化か。
- ⇒電子申請は原則全て取り組むこととしている。今後、国が統一システムを入れる等というものについては見送るが、県がやっているものについては基本的に全て電子申請ができる状態にする。もちろん書面を受け付けないというわけではなく、紙でなければやりにくいという方もあると思われる所以、紙での受付も行う。(業務効率推進課)

#### ○森本委員

- 電子申請をして且つ書類が必要な場合は、別に郵送するか、電子申請の中にPDFを貼付したりすることになるのか。

⇒そのとおりであり、そのためにも図面等はできる限り削減していくという考え方になる。別郵送というのは、基本的には無しにしたいと思っている。(業務効率推進課)

○森本委員

- ・県の方もパソコンで確認するだけで、プリントアウトは最低限になるのか。そうすると事務が早く回るのでは。

⇒やはりプリントアウトせざるを得ないものもあるうかと思う。文書管理のこともあり、そこは併用だとと思っている。決裁については、電子決裁システムというものを入れており、上司へは全て電子で回っていく。最終的な簿冊としての綴り込みをどうするかというところは多少あろうかと思う。(業務効率推進課)

○森本委員

- ・当行もそういう形で今やろうとしており、同じ方向かと思う。

## II 第1回鳥取県規制改革会議の提出案件の検討結果について

### <事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○神戸委員

- ・少し質問がずれるかもしれないが、規制改革の話をしていくと、どうしても時間短縮という意味では、やはり電子化ありきという話になってくる。私は仕事をしているのでパソコンを持っているが、主婦世代や退職した世代が、自分のパソコンを持ち歩いているのかどうか。個人でお金を払って教育を受ける人もいるが、そこまではいかないけれど県にいろいろ申請をしたい、意見を申したいという時に、スマートフォンからできるのか、やはりパソコンからやららないといけないのか、ということになると、例えば総合事務所や市役所等に県民が無料で使えるパソコンが置いてあったり、そこでちょっとアドバイスをしてくれる人がいたりするとよいのではないか。私たちがどんなに話し合ったとしても、県民が一丸となって電子化しよう、時間短縮しようという方向に持つて行かななければいけない。私たち働く世代であれば、例えば報告書に写真画像を貼り付けることも容易にできるが、年齢が上になると難しい人も出てくる。紙ベースで提出してくださいということではなく、電子化に向かうのであれば教育面でも平等にチャンスを与えることを考えていかなくてはいけないと思う。

○細井座長

- ・パソコンからタブレットやスマートフォンに入っている世代と、初めからタブレットやスマートフォンしか使っていない世代があり、そういう若い人の中にはパソコンが使えないという人もいるらしい。お互いに皆当たり前だと思っていることが、世代によって違っているかもしれません、そういうところは注意しないといけない。今すぐ何がどうということではないが、ここで皆でいいねと言っていたけれど、実は上の世代も下の世代も分からぬという場合が本当にある。大事なことであると思う。

## 5 その他

(特に意見等なし)

## 6 閉会あいさつ

○亀井局長

- ・本日は長時間の議論に感謝申し上げる。一つ一つの議論は小さなことかもしれないが、このようなことの積み重ねが、県民の方の利便性向上、我々県職員の事務手続に係るコスト縮減に繋がると思われる。引き続きよろしくお願ひしたい。
- ・コスト縮減については28.6%という数字を報告したが、国は3年間で20%という計画を立てているところ、本県では1年間で30%というかなり野心的な目標を立てて取り組んでいる。この達成のためにも、委員の皆様の真摯な御議論が必要かと思っている。
- ・本日の議論をお聞きして思った点が2点ある。1点は、様々な事例が出てくるが、これをその事例だけに留まらせるのではなく、横展開を図っていくことが大切であろうということ。例えば農林の分野で出てきたことについても、その議論は生活環境部や土木等、他のいろいろな分野で横展開できるものがある。出てきたものを踏まえて、さらにそれを県庁全体に広げていく、そういう視点を持ちたいと思う。もう1点は、県では様々な施策を打っているけれども、我々はそれを上手に県民の皆様にお伝えできることを痛感した。出てきた意見に対して、それはやっていますと回答するということは、要はやっていることを県民の皆様に十分伝えることができていないということ。このようなことは十分反省した上で、これから県行政に活かしていきたいと思う。

## 7 閉会

○事務局

- ・次回の会議は11月頃に開催予定。また改めて日程調整をさせていただくので、よろしくお願ひしたい。

## 参考資料 2

### 鳥取県規制改革会議運営要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県規制改革会議（以下「規制改革会議」という。）に関し、運営に必要な事項を定めるものである。

#### (調査審議する事項)

第2条 規制改革会議は、規制の見直しに係る提案等に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県における規制の改革に関する事項
- (2) 国に対する規制改革の要望に関する事項
- (3) 行政手続きの効率化に関する事項
- (4) 行政業務への民間活力の導入に関する事項
- (5) その他規制の見直し等について必要な事項

#### (組織)

第3条 規制改革会議は、委員8名をもって組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験等を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命の日から平成31年3月31日までとする。

3 委員は再任されることができる。

#### (座長)

第5条 規制改革会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、規制改革会議を代表する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 規制改革会議の会議は、規制改革会議の庶務を行う所属の長が招集し、座長がその議長となる。

2 規制改革会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 規制改革会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 会議には、必要に応じ、調査審議する事項について専門的知見を有する識者等を参考人として招聘し、その意見又は説明を聞くことができる。

#### (秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

#### (庶務)

第8条 規制改革会議の庶務は、鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課において行う。

#### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、規制改革会議の運営に必要な事項は、規制改革会議が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。